

令和8年度 木曾岬町防犯対策補助金

対象となる防犯対策用品の購入・取付で、

最大3万円 を助成します！

補助対象

現在お住まいの住宅等を実施する以下の防犯対策

- ① 防犯カメラの取付(表示板設置費含む)
- ② センサーライト・アラームの取付
- ③ 防犯フィルムの取付
- ④ 防犯ガラスの取付
- ⑤ 補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等の取付
- ⑥ 防犯対策用砂利の敷設
- ⑦ 迷惑電話防止機能付電話等の取付

防犯対策は万全ですか。



※ 令和7年7月1日から令和9年3月31日までに購入・取付けたもの

補助対象者

- ・ 町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方
- ・ 町税等の滞納がない方
- ・ 転売を目的としていない方



補助額

購入・取付費用の **2分の1** を助成 (上限額:1世帯 **3万円**)

※ 申請は、世帯で **1回限り** となります。

裏面もご確認ください



申請期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日（必着）

申請書類

- 申請書（様式第1号）
 - 領収書その他支払いが確認できる書類
（日付が、令和7年7月1日以降のもの）
 - 実施した防犯対策のカタログ、パンフレット、説明書等の写し
 - 防犯対策を実施したことが確認できる写真（取付後の写真）
 - 賃貸の場合は、所有者または管理者の同意書（様式第2号）
- ※ 申請者の口座番号が確認できるものもご用意ください。



ご注意ください

- 申請書と同意書は、危機管理課窓口及び町ホームページで入手できます。
- リースやホームセキュリティーなどのサービス契約、防犯スプレーなどの護身用具、ダミーカメラ、防犯対策以外の目的を有する門扉・フェンスは、補助対象外です。
- ご不明な点がありましたら、危機管理課にご相談ください。
- 賃貸住宅に防犯対策を実施しようとする場合は、所有者または管理者の同意が必要となります。
- 二世帯で同じ住宅にお住いの場合、申請は合わせて1回限りとなります。
- 補助金の交付決定から3年以内に、補助金で得た財産の譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等をしないでください。



お申込みは危機管理課窓口へ

申請書等の
ダウンロード
はこちら



（町HP）

木曾岬町役場 危機管理課

電話:0567-68-6101 / メール:kikikanri@town.kisosaki.mie.jp